

平成31年1月25日

「港湾・漁港工事における週休2日工事」Q & A

Q 1 宮崎県における公共工事においては、既に「週休2日工事」の試行が実施されていますが、「港湾・漁港工事における週休2日工事」とは、どのようなものでしょうか。

A 1 港湾・漁港工事は、農政水産部（農業農村整備事業）及び、県土整備部における「週休2日工事」の試行の対象外となっています。

今回、港湾・漁港工事においても建設現場における休日確保の取組を推進するために試行を実施することとして、別途、『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領』を以下定めましたので御確認ください。

『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領』

…平成30年12月17日付県土整備部港湾課、農政水産部漁村振興課

『「週休2日工事」試行実施要領』

…平成28年6月8日付県土整備部技術企画課(平成30年8月1日一部改正)

『「週休2日工事」試行実施要領』

…平成30年9月26日付環境森林部自然環境課、農政水産部農村計画課

Q 2 どのような工事が対象となるのでしょうか。

A 2 主たる工種が港湾土木請負工事積算基準、または、漁港漁場関係工事積算基準を適用して積算した工事については、入札公告及び特記仕様書において、試行対象である旨を記載します。

Q 3 港湾・漁港工事における「休日」とはどの日をいうのでしょうか。

A 3 土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇をいいます。

・夏季休暇：土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間

・年末年始休暇：土曜日、日曜日、祝日以外の12月下旬～1月上旬5日間

Q 4 港湾・漁港工事における「週休2日」とはどのようなことをいうのでしょうか。

A 4 港湾・漁港工事においては、4週8休（4週間のうち8日）以上の「休日」を確保することをいいます。

Q 5 港湾・漁港工事における4週8休以上の「休日」を確保とは、どのようなことでしょうか。

A 5 対象期間において、「休日」の日数分、閉所日を設けることをいいます。

1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の「休日」がない場合は、その期間の「休日」は8日となりますので、8日間の「休日」を確保していただきます。

1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の「休日」（祝日等）がX日ある場合は、その期間の「休日」は（8+X）日となりますので、（8+X）日間の「休日」を確保していただきます。

Q 6 「港湾・漁港工事における週休2日工事」では、どの期間において4週8休の「休日」を確保する必要があるのでしょうか。

A 6 工事着手日以降最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日(完成届日)まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる「休日」の日数分の閉所日を確保することが必要です。

対象期間は、工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日(完成届日)直前の1期間の末日となる金曜日までとなります。参考として、4週8休の確認方法を掲載します。

Q 7 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、「休日」に変更できますか？

A 7 「休日」とは、現場での作業を一切行わない日（現場閉所）と定めています。作業する予定日に急な降雨、河川増水等により現場閉所とする場合は、現場作業しない旨を、事前に監督員にメールまたはファクシミリにより連絡していただき、「休日」扱いとします。

Q 8 振替休日は、「休日」となるのでしょうか。

A 8 日曜日と祝日が重なり、月曜日が振替休日となる場合、月曜日は祝日ではありませんので、「休日」としては扱いません。

Q 9 現場自体は閉所としたが、現場以外で対象工事に関する立ち会い等の業務を行った場合は休日としてよいでしょうか。

A 9 現場が閉所であれば「休日」扱いとします。

なお、本試行は、建設工事における就労環境改善を図ることで、建設業の担い手確保に繋げていくことを目的としておりますので、計画的な休日の設定を行っていただきますようお願いします。

Q 10 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。

A 10 当初の工期は4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。

【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など

- ・作業時間の制限を受けることとなった工事
- ・隣接工区との工程調整が必要となった工事
- ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合 など

Q 11 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのでしょうか。

A 11 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員へ、取りやめる協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合は、労務費の補正は行いません。

Q 12 試行対象工事を受注し、「週休2日工事」を希望しなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか。

A 12 試行対象工事は、「週休2日工事」の実施を必須としているものではなく、あくまで受発注者間で協議が調い、実施するものです。従って、「週休2日工事」を実施しなかった場合に、工事成績評定において減点等のペナルティーはありません。

Q 13 4週8休以上を達成した場合、どのように報告すればよいのでしょうか。

A 13 監督員が各期間での4週8休以上の達成を確認できるように、週間工程表をまとめるなど、報告については、事前に監督員と協議をお願いします。

4週8休の確認方法（例）

起算日は、工事着手日以降最初の土曜日からとする。

4週間を1期間とする（4週間単位で確認）。

1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。

1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する。

工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、契約締結日の翌週の週は対象としない

（例えば、月曜日が契約締結日の翌日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない）。

工事完了日（完成届日）直前の1期間の末日となる金曜日までを対象とし、それ以降の期間は対象としない

（例えば、15週目の火曜日が工事完了日（完成届日）の場合は、12週目の金曜日までを対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は対象としない）。

	土	日	月	火	水	木	金	
			工事着手日		評価対象外			
1週間目	起算日							1 期間目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日分の閉所		
4週間目					3週目土曜日分の閉所		4週目日曜日分の閉所	
5週間目				5週目土曜日分の閉所				2 期間目
6週間目				6週目土曜日分の閉所				
7週間目			6週目日曜日分の閉所				7週目土曜日分の閉所	
8週間目			祝日	祝日分の閉所			7週目日曜日分の閉所	
...								3 期間目
12週間目								
13週間目		評価対象外						
14週間目		評価対象外						
15週間目		評価対象外		工事完了日				

作業日	閉所日
-----	-----